



宮 崎 県 公 報

平成19年2月5日(月曜日) 第 1851 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

- 民有林の保安林の指定予定…………… (自然環境課) 1
- 保安林の指定予定の通知…………… (“) 1
- 道路の区域の変更 (7件) …………… (道路保全課) 1

頁

- 道路の供用の開始 (7件) …………… (道路保全課) 3
- 訓 令 甲
- 宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令… (行政経営課) 4
- 公 告
- 建築士を対象とする講習の指定…………… (建築住宅課) 5
- 入札公告…………… 5

告 示

宮崎県告示第85号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成19年2月5日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ字中山1978、1981-1、1981-5から1981-8まで、1981-10、1999、2003-1、2003-3、2018-1、2018-3、2020-1、2040-1、2040-5、2040-8、2040-10、2047-2、2047-3、2053-2、2061、2080-1、2080-3、2084-1、2089-1、2089-3、2089-5、2089-7、2089-9、2089-10、2094-4、2095-2、2095-3、2098-1、2098-4、2105、2106-1、2106-3、2110

- 2 指定の目的 水源のかん養

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第86号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成19年2月5日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 西諸県郡野尻町大字紙屋字真幸田 1092-94

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸県農林振興局並びに野尻町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第87号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年2月5日から平成19年2月19日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年2月5日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
22	県道	東郷西都線	児湯郡木城町大字石河内字柵ヶ八重 809番1地先から同郡同町同大字同字 797番1地先まで	旧	6.2 ~ 53.0	257.0
				新	11.0 ~ 52.6	

宮崎県告示第88号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道

路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年2月5日から平成19年2月19日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年2月5日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
144	県道	槻木田代八重線	小林市須木大字中原重永国有林2114林班い1小班地先から同市須木同大字重永国有林2114林班い1小班地先まで	旧	9.0 ~ 11.5	124.0
				新	9.0 ~ 125.5	124.0

宮崎県告示第89号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年2月5日から平成19年2月19日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年2月5日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
144	県道	槻木田代八重線	小林市須木大字中原重永国有林2114林班へ小班地先から同市須木同大字重永国有林2114林班へ小班地先まで	旧	7.5 ~ 11.0	31.2
				新	10.8 ~ 59.0	31.2

宮崎県告示第90号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年2月5日から平成19年2月19日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年2月5日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
207	県道	岩戸延岡線	東臼杵郡北川町大字川内名字田下後山 10519番29地先から同郡同町同大字同字 10519番29地先まで	旧	10.8 ~ 21.8	25.0
				新	18.0 ~ 28.2	25.0

宮崎県告示第91号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年2月5日から平成19年2月19日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年2月5日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
214	県道	上祝子綱の瀬線	延岡市北方町下鹿川字西畑申 565番82地先から同市同町下鹿川同字申 565番84地先まで	旧	5.0 ~ 16.0	147.0
				新	9.0 ~ 27.6	147.0

宮崎県告示第92号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年2月5日から平成19年2月19日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年2月5日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
237	県道	北方高千穂線	延岡市北方町滝下字滝下未54番5地先から同市同町滝下同字未54番5地先まで	旧	53.0 ~ 75.0	37.8
				新	74.8 ~ 77.0	37.8

宮崎県告示第93号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年2月5日から平成19年2月19日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年2月5日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
370	県道	細江浮 田線	宮崎市大字 浮田字仁田 代1106番2 地先から同 市同大字同 字1118番地 先まで	旧	8.2 ～ 12.8	107.0
				新	13.5 ～ 15.0	
			宮崎市大字 浮田字仁田 代1131番地 先から同市 同大字字出 ノ中 994番 1地先まで	旧	7.6 ～ 9.0	33.0
				新	11.0 ～ 12.0	

宮崎県告示第94号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年2月5日から平成19年2月19日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年2月5日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
22	県道	東郷西 都線	児湯郡木城 町大字石河 内字戸ヶ八 重 809番1 地先から同 郡同町同大 字同字 797 番 1 地先ま で	平成19年2月5日

宮崎県告示第95号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道

路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年2月5日から平成19年2月19日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年2月5日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
144	県道	槻木田 代八重 線	小林市須木 大字中原重 永国有林21 14林班い1 小班地先か ら同市須木 同大字重永 国有林2114 林班い1小 班地先まで	平成19年2月5日

宮崎県告示第96号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年2月5日から平成19年2月19日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年2月5日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
144	県道	槻木田 代八重 線	小林市須木 大字中原重 永国有林21 14林班へ小 班地先から 同市須木同 大字重永国 有林2114林 班へ小班地 先まで	平成19年2月5日

宮崎県告示第97号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年2月5日から平成19年2月19日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年2月5日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
207	県道	岩戸延 岡線	東臼杵郡北 川町大字川 内名字田下 後山 10519 番29地先か ら同郡同町 同大字同字 10519番29 地先まで	平成19年2月5日

宮崎県告示第98号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年2月5日から平成19年2月19日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年2月5日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
214	県道	上祝子 綱の瀬 線	延岡市北方 町下鹿川字 西畑申 565 番82地先か ら同市同町 下鹿川同字 申 565番84 地先まで	平成19年2月5日

宮崎県告示第99号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年2月5日から平成19年2月19日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年2月5日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
237	県道	北方高 千穂線	延岡市北方 町滝下字滝 下未54番 5 地先から同 市同町滝下 同字未54番 5 地先まで	平成19年2月5日

宮崎県告示第 100号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年2月5日から平成19年2月19日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年2月5日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
370	県道	細江浮 田線	宮崎市大字 浮田字仁田 代1106番 2 地先から同 市同大字同 字1118番地 先まで	平成19年2月5日
			宮崎市大字 浮田字仁田 代1131番地 先から同市 同大字字出 ノ中 994番 1 地先まで	

訓 令 甲

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成十九年二月五日

宮崎県知事 東国原 英 夫

訓令甲第一号

本 庁

各出先機関

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令

宮崎県事務決裁規程（昭和四十年訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三（その一）建築住宅課の項課長特定専決事項の欄第八号を次のように改める。

- 八 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）による次の事務
- 1 第十五条第一項の規定による違反是正の命令に関すること。
 - 2 第十五条第二項の規定による通知及び違反是正の要請に関すること。
 - 3 第十七条第三項（第十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による計画の認定に関すること。
 - 4 第二十一条の規定による改善命令に関

する。い。°

5 第111条の規定による計画の認定の取消しに関するい。°

6 第113条第1項の規定による特例の認定に関するい。°

附 則

この訓令は、公衆の目から施にする。°

公 告

建築士を対象とする講習であって、建築物の設計及び工事監理に必要な知識及び技能の維持向上を図る上で奨励すべきものとして、次のとおり指定した。

平成19年2月5日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 講習を実施する法人の名称及び住所
社団法人宮崎県建築士会
宮崎市柳丸町74番地22号
- 2 定期講習又は特別講習の別
定期講習
- 3 講習の名称
建築士のための指定講習会
- 4 講習の対象者
建築士一般
- 5 講習の実施頻度、実施時期及び実施期間
各年度ごとに1回、原則として1月から3月の間の1日間
- 6 指定をした年月日
平成19年2月4日
- 7 指定の有効期間
指定をした日から5年

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成19年2月5日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 購入物品及び数量 牛海綿状脳症用 E L I S A キット 61,500頭 (予定検査頭数)
 - (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
 - (3) 納入期間 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで
 - (4) 納入場所 契約担当者が別途指定する場所
 - (5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。入札金額は、1検体当たりの単価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(1銭未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格
 - (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - ア 平成18年宮崎県告示第201号に規定する資格を有する者で、営業種目が医療・理化学機器類で種目が医療機器若しくは理

化学機器又は営業種目が薬品類で種目が医薬品のものであること。

イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
ウ 納入する物品については、納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ及びウの資格要件を満たすことを証明する書類(以下「証明書」という。)を平成19年3月13日までに提出すること。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは証明書を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県出納事務局物品管理課調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208

(2) 期間 平成19年2月5日から平成19年3月19日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

4 入札説明書の交付場所及び交付期間

(1) 場所 宮崎県出納事務局物品管理課調達担当

(2) 期間 平成19年2月5日から平成19年3月19日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県庁1号館出納事務局物品管理課入札室 宮崎市橋通東2丁目10番1号

(2) 日時 平成19年2月15日 午前11時

6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 宮崎県出納事務局物品管理課調達担当

(2) 提出期限 平成19年3月19日 午後5時

(3) 提出方法 持参又は送付(郵便にあっては書留郵便に限る。)によること。

7 開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県庁1号館出納事務局物品管理課入札室 宮崎市橋通東2丁目10番1号

(2) 日時 平成19年3月20日 午前11時30分

8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。

9 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

11 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県出納事務局物品管理課調達担当

12 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

13 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) この競争入札による調達は、当該調達に係る平成19年度宮崎県一般会計予算の成立を条件とする。

(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(4) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:The ELISA kit for BSE 61,500head(Estimated number of cattle for inspection)
- (2) Time limit for tender: 5:00p.m.19 March, 2007
- (3) Contact point for the notice: Office Equipment Section Miyazaki Prefectural Government, 2-10- 1 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8501 Japan. TEL: 0985-26-7208